

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と昭和村（以下「乙」という。）は、令和2年12月25日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1生活機能の強化に係る政策分野(1)医療①地域医療の連携強化の次に次の一項を加える。

② 地域医療体制の維持・充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
周産期医療をはじめ、圏域内における地域医療体制の維持・充実のため、病院等に対し維持費等の支援など、必要な事業に取り組む。	甲は、乙と連携し、維持費等の支援を行う。	乙は、甲と連携し、維持費等の支援を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月28日

甲 群馬県沼田市下之町888番地  
沼田市

沼田市長

星野

税



乙 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地  
昭和村

昭和村長

堤 盛 吉

